

6月23日から29日は「男女共同参画週間」



# 「あなたらしさが、 社会のチカラ」



村では、令和8年3月に策定した「第6次東海村男女共同参画行動計画」に基づき、全ての人が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現を目指しています。多様性を受け入れる社会づくりには、一人ひとりの取り組みが重要です。この機会に、「男女のパートナーシップ」について考えてみませんか。



## 働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所を募集します！

男女共同参画や女性の活躍を推進するため、社員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所を「東海村男女共同参画推進事業所」として認定します。ぜひ、ご応募ください。

申込期限▼8月31日(月)

申し込み・問い合わせ▼応募用紙に必要事項を記入し、ファックスまたはメールで村民活動支援課村民活動支援担当(☎282-1711 内線1462 FAX287-0479 ✉chiikidukuri@vill.tokai.ibaraki.jp)へ申し込みください。



## 6月は「不法投棄防止強調月間」

～「捨て得は許しません」～



### 「不法投棄をさせない」 環境づくりを！

私有地に不法投棄されたごみは、投棄者が見つからない場合、土地の管理者が処分しなければなりません。柵やフェンスを設置する、定期的除草作業をする、見回りをするなど、適正な土地の管理をしましょう。

### 早期発見・早期対応が 最も重要です！

不法投棄や野焼き、不適正な土の埋め立てなどを発見した場合は、すぐに通報してください。

◆不法投棄110番(☎0120-536-380)

◆ひたちなか警察署(☎272-0110)

※土・日曜日、祝日に限ります。

### アプリでも不法投棄の 通報ができます！

県の不法投棄通報アプリ「P I R I K A(ピリカ)」は、写真やコメントなどを添付・入力するだけで通報することができます。



【問い合わせ】くらしの安全課生活環境・空き家対策担当(☎282-1711 内線1452)、茨城県廃棄物規制課(☎301-3035)

散歩やジョギングをしながら  
不法投棄対策をしませんか？

## 「東海村ボランティア不法投棄等監視員」募集！

対象▼村内在住の20歳以上で、原則、週1回以上活動できる方

その他▼監視員はボランティアのため、報酬はありません。

申し込み・問い合わせ▼電話・ファックス・メール(▽件名「不法投棄監視員応募」▽住所▽氏名▽生年月日▽電話番号)で、くらしの安全課生活環境・空き家対策担当(☎282-1711 内線1452 FAX287-0479 ✉kurashi@vill.tokai.ibaraki.jp)へ申し込みください。

